

離婚

事案の概要

20代 女性 会社員

女遊びの絶えない夫に愛想を尽かして、離婚しようと考え、自分ひとりで離婚調停を申し立て、4回ほど調停期日を経たものの、夫が話し合いに応じようとせず、調停が進展しないことに不安を覚えたため、当事務所に相談に来られました。

解決結果

当職受任後、離婚調停に加えて婚姻費用（生活費）を求める調停を申し立て、4回目の調停期日をもって無事に夫との離婚調停が成立しました。

担当弁護士からひとこと

依頼者は、すでに調停前の段階で夫の不倫相手から慰謝料を受領していたことや、夫が20代前半と若く、夫には生活費や養育費を支払うだけの経済力がないという事情がありました。夫は子どもたちの親権を譲ろうとしなかったものの、ひとまずの養育費を請求しないことを前提に、親権を獲得の上で、離婚に合意してもらうこととしました。

夫に対して養育費を請求することなく離婚をすることは苦渋の決断でしたが、養育費を支払うことのない夫に対して養育費を求めて調停を長引かせるよりも、離婚後の行政からの手当をひとまず頼った方がいいという判断を下しました。

今後、夫が定職に就いた場合には養育費を請求することができることは確認の上、離婚調停を成立させることとしました。